

随時認定資格審査申請書類記載要領

1 申請書ホルダー

右肩の番号欄には記入しないこと。

2 競争入札参加資格審査申請書

- (1) 許可番号及び許可年月日の欄には、既に受けている建設業の許可番号、許可年月日を全て記入すること（3行に記入できない場合は、余白に記入する）。
- (2) 主たる営業所の所在地に該当する郵便番号を記入すること。
- (3) 所在地の欄には、主たる営業所の所在地を記入すること。なお、前回の競争入札参加資格通知書受理後、所在地を変更している場合は、旧所在地も記入すること。（通称ではなく、正式な所在地を記入すること）
- (4) 旧所在地については、前回の競争入札参加資格通知書受理後変更している場合に記入すること。
- (5) 商号又は名称は、必ずフリガナを付すとともに楷書でわかりやすく記入すること。
なお、法人の種類を表す文字については、略号を用いること。（例：(株)、(有)など）
- (6) 旧商号又は名称については、前回の競争入札参加資格通知書受理後、商号又は名称を変更している場合に記入すること。
- (7) 代表者氏名は必ずフリガナを付すとともに楷書でわかりやすく記入すること。また役職名については、正式な役職を記入すること。

商号又は名称及び代表者名に、J I S規格第1・第2水準以外の文字（旧字等）が含まれている申請者は、申請書の余白に置換可能なJ I S規格水準文字を記入すること。

※置換可能なJ I S規格水準文字の記載がない場合は、県が独自で対応する。

- (8) 連絡先については、主たる営業所における電話番号及びF A X番号を記入すること。
- (9) 経営事項審査の審査基準日については、経営事項審査の申請における審査基準日（令和3年10月1日から令和4年9月30日の間における直前の決算日等）を記入し、総合評定値通知を受けている者は「有」に○を、申請中の者は「申請中」に○をすること。
- (10) 建設業の廃業の欄は、**総合評定値通知書受理後**、廃業した業種があれば「有」に○をし、その業種及び廃業年月日を記入すること。該当がない場合は、「無」に○をすること。
- (11) **舗装工事業を申請する者のうち、（一社）日本道路建設業協会に1級又は2級の舗装施工管理技術者として登録している者がいる者は「有」に○をし、資格者証の写しを添付すること（前年度に添付した者も含む）**。登録者がいない者又はほ装工事業を申請しない者は「無」に○をすること。
- (12) 維持管理業務実績高一覧表等を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (13) 契約後V E提案採否通知書又は契約後V E縮減額証明書の写しを添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (14) 新分野進出状況確認書類を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (15) 障がい者雇用状況確認書類を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。

- (16) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (17) 不当要求防止責任者講習の受講修了書の写しを添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (18) 建設業労働災害防止協会への加入証明書を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (19) エコアクション21認証・登録証の写しを添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (20) 協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (21) ワークライフバランス関連の認定等の状況確認書類を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。

※電子入札システムに登録されたEメールアドレスを発注機関からの各種連絡事項に利用することについて、同意する者は「同意する」に○を、同意しない者は「同意しない」に○を、アドレスを未登録の者は「未登録」に○をすること。

3 大分県暴力団排除条例にともなう誓約書

- (1) 所在地の欄には、主たる営業所の所在地を記入すること。
(通称ではなく、正式な所在地を記入すること)
- (2) 商号又は名称は必ずふりがなを付すとともに楷書でわかりやすく記入すること。
なお、法人の種類を表す文字については、略号を用いること。(例：(株)、(有)など)
- (3) 代表者氏名は必ずふりがなを付すとともに楷書でわかりやすく記入すること。

4 健康保険等の加入状況

- (1) 別紙の「健康保険等の加入状況」(様式1)の下欄の記載要領を参照の上、記入すること。

5 県税納税証明書(滞納がないこと)

- (1) 納税証明書は、県税(自動車税を含む)について1通添付すること。
- (2) 県税事務所で証明を受けること。
※証明日は申請期間内に限る
- (3) 証明については、1通につき400円の手数料が必要。
- (4) 納税証明書の交付申請においては、納税証明書交付申請書及び納税証明書に申請者の住所、氏名(法人にあっては、その商号及び主たる営業所の所在地並びに代表者の氏名)を記入のうえ、県税事務所に提出すること。なお、代理申請の場合は、委任状が必要。
- (5) 証明書は即日交付できない場合があるので、早めに申請すること。

6 国税納税証明書(未納がないこと)

- (1) 申請者が法人である場合においては法人税及び消費税、個人である場合においては所得税及び消費

税について証明してもらうこと。

※証明日は申請期間内に限る

- (2) 納税証明書の様式は、個人事業主においては国税通則法施行規則別紙第9号書式**その3の2**、法人においては国税通則法施行規則別紙第9号書式**その3の3**に限る。
- (3) 証明については、1通につき400円の手数料が必要です。なお、納税証明書の交付請求にあたっては、別紙の「納税証明書交付請求書の記載要領」を参考にすること。

7 技術職員名簿

審査基準日において在職する常勤の技術職員について、氏名及び資格者コードを記入する。

- (1) 技術職員及び資格者コードについて、追加及び上位資格の取得があった場合は、下記の資格を証する書類を添付すること。

- ・資格者証（写）
- ・実務経験証明書（原本）
- ・監理技術者資格者証（写）
- ・卒業証書（写）又は卒業証明書（原本）

※なお、当該職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。

8 舗装施工管理技術者資格者証の写し

舗装工事業を申請する者のうち、**審査基準日現在**において、（一社）日本道路建設業協会が実施する1級又は2級の舗装施工管理技術者試験に合格し、技術者として登録されている者を**常勤職員**として雇用している者は資格者証の写しを添付すること。

※その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。

9 維持管理業務実績高一覧表

土木工事業の総合実績高として、維持管理業務の受注実績を計上し申請する者は、申請する維持管理業務の履行契約期間が2年に満たない場合には維持管理業務実績高一覧表（様式2）を、履行契約期間が2年を超える場合には維持管理業務実績高一覧表（様式3）を提出すること。

なお、維持管理業務実績高一覧表（様式2）（様式3）のそれぞれ下方に、添付する書類が記載されているので、添付漏れのないよう提出すること。

なお、該当する平均維持管理業務実績高の定義は次のとおりである。

- 次の1又は2のすべての要件を満たす業務の実績額を2で除した金額
 - 1 履行契約期間が2年に満たない場合
 - ① 元請として受注した、大分県又は大分県内の市町村発注の土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）に限る。
 - ② **申請日の属する年の3年前の12月1日から前年の11月30日までの間**に履行契約期間が満了し、その全部分について引渡が完了している委託業務に限る。
 - ③ 発注業種が「土木一式工事」、「舗装工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」である業務に限る。
 - 2 履行契約期間が2年を超える場合

- ① 元請として受注した、大分県又は大分県内の市町村発注の土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）に限る。
- ② 申請日の属する年の3年前の12月1日から前年の11月30日までの間に部分完了に係る引渡を行った委託業務に限る。
- ③ 発注業種が「土木一式工事」、「舗装工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」である業務に限る。

10 契約後VE提案採否通知書又は契約後VE縮減額証明書の写し

大分県土木建築部契約後VE方式実施要領（以下「VE実施要領」という。）に基づくVE提案を行い、採択された工事がある者のみ、契約後VE提案採否通知書の写し又は契約後VE縮減額証明書の写しを添付すること。

ただし、VE実施要領第7に基づくVE提案の採否の通知年月日が、平成29年4月1日から平成31年3月31日までのものに限る。

11 新分野進出状況確認書類

- (1) 申請日の属する年の4年前の12月1日から前年の11月30日までの間までの間に、日本産業分類で定める「大分類D・建設業」以外の分野の産業へ進出し、500万円以上の支出を行った者又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第9条第1項に基づき「経営革新計画」の承認を得た者のみ添付すること。

ただし、**審査基準日現在において進出した新分野事業を継続して営業している者**に限る。

- (2) 法人においては、法人自らが支出・出資等を行って①から③のいずれかに該当した者に限る。

ただし、進出分野が建設会社からの出資が制度上難しい農業分野等であり、新しく設立した農業法人等の代表者が**審査基準日現在**において建設会社の役員又はこれに準ずるものである場合、役員などが個人として出資したとしても評価項目として認める。

- ① 自らの会社における新分野進出
- ② 新会社を設立し、新分野進出
- ③ 共同出資で新会社を設立し、新分野進出

- (3) 申請書類・添付書類は次のとおりとする。

◎500万円以上の支出を行って新分野進出した者

- ・新分野進出状況申告書（様式4）
- ・定款の写し
- ・商業登記簿謄本の写し（新会社を設立した場合のみ必要）
- ・新分野に進出した日及び活動状況を証する書類（株主総会又は取締役会の議事録の写し、パンフレット等）
- ・500万円以上支出したことを証する書類の写し（領収書、固定資産台帳等）

※前年度以前に同一内容の新分野進出状況申告書を提出した者は、新分野進出状況申告書のみの提出で可。

◎経営革新計画の承認を得た者（「大分類D・建設業」以外の分野に進出した場合に限る）

- ・経営革新計画承認通知書の写し

※他会社（新会社を除く）への出資金は、500万円の支出として認めない。また、「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」に定める風俗営業と性風俗関連特殊営業に該当するものに進出した場合は、評価項目の新分野進出として認めない。

12 障がい者の雇用状況確認書類

- (1) **審査基準日現在**において、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者（以下、「障がい者」という。）を雇用している者のみ添付すること。
- (2) 個人にあつては**事業主本人又は支配人以外の者**、法人にあつては**役員以外の者**で、常勤性のある従業員に限る。
- (3) 添付書類は下記のとおりとする。
 - ◎障害者の雇用の促進等に関する法律第43条の規定により雇用義務のある者
 - ・ **審査基準日の直近の6月1日**現在の「障害者雇用状況報告書」（同法施行規則第8条）の控の写し
 - ・ **審査基準日の直近の6月1日**以降、新たに障がい者を雇用した場合は、その者の「身体障害者手帳」の写し、「療育手帳」の写し又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し
 - ◎雇用義務はないが障がい者を雇用している者
 - ・ 「身体障害者手帳」の写し、「療育手帳」の写し又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し

※その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しの提出にあたっては、**事前に手帳所持者本人の了承を得ること。**

※障がい者の把握・確認にあたっては、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（平成17年11月4日付け厚生労働省職業安定局長通知、職高発第1104001号）により、適正な把握・確認に努めること。

13 若年労働者の新規雇用状況確認書類

- (1) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）を提出すること。
- (2) 評価対象となる若年新規雇用者は、下記の要件を全て満たす者に限る。
 - ① **審査基準日現在**において、常勤の「役員又は建設業従事者（個人事業主含む）」であること。
 - ② 雇用年月日が**審査基準日以前3年**までの間であること。
 - ③ **審査基準日現在**において、年齢が40歳未満であること。
 - ④ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）又は雇用保険加入者であること。

※その職員の雇用年月日が確認できる資料（健康保険証写し等）を申請書類提出時に提示すること。

14 建設業従事職員数の状況確認書類

- (1) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）を提出すること。
- (2) 評価対象となる建設業従事職員数は下記の要件を満たす者に限る（外国籍の職員も可）。
 - ① **審査基準日現在**において、常勤の「役員又は建設業従事者（個人事業主含む）」であること。
 - ② 社会保険（健康保険・厚生年金保険）又は雇用保険に加入している者であること。
 - ③ ②の社会保険（健康保険・厚生年金保険）又は雇用保険に加入出来ない者においては、他の書類

により常勤性を確認出来る者であること。

- (3) 建設業以外の事業を兼業する事業者については、建設業に従事しない職員は従事職員数に含まないこと。

※その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。

15 不当要求防止責任者講習（暴力団対策講習）の受講状況確認書類

- (1) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）を提出すること。
- (2) 加えて、**審査基準日以前3年**の間に「不当要求防止責任者講習（暴力団対策講習）」を受講した者がいる場合は受講修了書の写しを添付すること。
- (3) 評価対象となる不当要求防止責任者講習（暴力団対策講習）の受講者は、下記の要件を満たす者に限る。

受講者は当該建設業者に在籍中に受講し、**審査基準日現在**において、当該建設業者に常勤していること。

※受講修了書の写しのみ提出は、不可。若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）も作成、提出すること。

16 建設業労働災害防止協会への加入状況確認書類

審査基準日現在において、建設業労働災害防止協会に1号会員（2号会員の場合は不可）として加入している者は、同協会大分支部（大分市城崎町3丁目3番41号 電話：097-538-0745）に証明願を提出し、証明を受けその証明書を添付すること。

17 エコアクション21の認証取得状況確認書類

審査基準日現在において、エコアクション21の有効な認証・登録証の写しを添付すること。

18 協力雇用主の登録状況確認書類

- (1) **審査基準日現在**において、大分保護観察所に保護観察者等の協力雇用主として登録を受けている場合は、「協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書（様式6）」（P23参照）を提出すること。
- (2) 大分保護観察所で証明を受けること。

※証明日は申請期間内に限る

【協力雇用主の登録又は証明に関する問い合わせ先】

大分保護観察所（就労支援担当）

〒870-8523 大分県大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎5階

TEL：097-532-2053 FAX：097-538-9802

※協力雇用主の「登録手続き」には、1ヶ月以上の期間を要するとのこと。

【証明書の発行手続きについて】（大分保護観察所 就労支援担当への事前確認による）

申請先 : 大分保護観察所（上記連絡先）

申請方法 : 郵送に限る。※『返信用封筒（宛名記載・切手貼付済み）』を同封すること。

提出部数 : 1部（協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書（様式6））

証明手数料 : 不要

注意事項 : ①証明書の発行や返送は一定の期間を要するため、早めに手続きすること

: ②大分保護観察所で証明を受けること（再掲）

※証明日は申請期間内に限る（再掲）

19 ワークライフバランス関連の認定等の状況確認書類

ワークライフバランス関連の認定等の状況が確認できる書類を提出すること。

① 審査基準日現在において、評価対象となる建設企業等は次のいずれかの認定または表彰実績がある者。

ア) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく都道府県労働局長の認定（ユースエール認定）

イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく都道府県労働局長の認定（えるぼし認定）

ウ) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく都道府県労働局長の認定（くるみん認定）

エ) おおいた働き方改革推進優良企業表彰

オ) おおいた女性活躍推進事業者表彰

② 審査基準日の属する年度（2・3回目の随時認定は前年度）において、女性が輝くおおいた推進会議代表あてに提出した「女性活躍推進宣言」に対する取組状況の報告書を提出し、受理されている建設企業（ただし、①で加対象となる場合は除く）